

令和5年度前橋市景観資産募集要項

前橋市景観資産登録制度は、前橋らしい良好な景観を創り出している素晴らしい景観資源を、本市が誇るべき景観資産として登録し、市内外の方々へ PR するとともに、大切に保全していくための制度です。

ご自身が所有するご自慢の「建造物等」「樹木」や、日ごろから素晴らしいと感じている「風景」がございましたら、お気軽にご応募ください。

【募集対象】

本市の良好な景観形成に寄与する建造物等、樹木又は風景と視点場が対象となります。

①建造物等

- ◇ 建築物（住宅、店舗、事務所など）
- ◇ 工作物（橋、彫刻、モニュメント、街路灯など）
- ◇ 屋外広告物（広告塔、標識、サインなど）
- ◇ その他の構造物

②樹木

- ◇ 天然木
- ◇ 植樹した木

※ 森林や並木は③風景と視点場の対象といたします。

③風景と視点場

- ◇ 豊かな自然により構成される風景（自然的景観）
- ◇ 歴史・文化の蓄積を感じられる風景（歴史文化的景観）
- ◇ 市民活動の醸成により生まれた風景（生活文化的景観）
- ◇ 地区を代表する個性を持った風景（個性的景観）
- ◇ その他市民に親しまれている本市を代表する風景

【選考基準】

①建造物等

- ・地域の良好な景観形成に寄与するもの
- ・歴史的、文化的価値を有するもの、または、地域のランドマークとなっているもの
- ・道路等公共の場所から見渡すことができるもの

②樹木

- ・地域の良好な景観形成に寄与するもの

③風景と視点場

- ・地域固有の良好な景観形成をあらわす風景であること
- ・上記の風景を見渡すことができる視点場は、道路等公共の場所であること

【応募資格】

- (1) 応募物件の所有者による申請のみ受け付けるもの。
- ①建造物等、②樹木
- (2) どなたでも応募できるもの。
- ③風景と視点場

【申請・推薦方法】

申請書又は推薦書に必要事項を記入の上、都市計画課景観・歴史まちづくり係（市役所9階）へお持ちください。（郵送、FAX、メールも可）

(送付先) 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市都市計画部都市計画課景観・歴史まちづくり係
TEL:027-898-6974 (直通) FAX:027-221-2361
メールアドレス：toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp

【募集期間】

令和5年6月1日（木）から9月29日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）

【申請・推薦にあたっての注意点】

①建造物等、②樹木について

- ・ご申請いただける物件は、所有者等によって管理又は手入れがなされ、良好な状態が保たれているものとします。
- ・ご申請いただいた物件については、市職員による現地調査を行います。（調査日程は個別に調整させていただきます。）

③風景と視点場について

- ・視点場は、誰でも立ち入ることができる公衆の場所としてください。私有地や、一般に開放されていない場所は視点場とすることができません。

【選考及び結果通知】

- ・選考は、前橋市景観審議会において行います。
- ・選考結果は令和6年1月以降に前橋市ホームページなどで発表するほか、申請者に通知します。
- ・「風景と視点場」の応募者には個別に結果を通知しませんので、ご了承ください。

【その他事項】

- ・本制度による補助金等の交付はございません。